

“Sai” ツーリズム推進事業業務委託仕様書

1. 業務の目的

佐井村の観光は、国指定名勝及び天然記念物に指定されている「仏ヶ浦」を団体客が巡る物見遊山的な観光形態となっており、体験・滞在型観光の構築が急務となっている。

このことから、村では、佐井村第4次長期総合計画（平成23年3月策定）第3部基本計画、第5章重点戦略プロジェクトに掲げられる事業「“あおい環”経済戦略ビジョン～しあわせ倍增プラン～」に基づく“Sai”ツーリズム構築推進プロジェクト事業を推進してきたところである。

本業務は、これまで実施してきた“Sai”ツーリズム構築推進プロジェクト事業を推進し、家族旅行やグループ旅行及びインバウンド等をターゲットとした体験プログラム造成のための現状の把握・分析及び体験プログラムの造成等による滞在・交流人口の創出を図るとともに、関連する新たな事業の創出を目的とする。

2. 業務の概要

(1) 地域資源リサーチ・マーケティング・コンセプト設計

“あおい環”経済戦略ビジョンで掲げた理念をコンセプト設計の基本として、地域資源の洗い出し、地域資源の編集、ターゲットの設定、プロモーション方法などを設計すること。

(2) 地域関係者対象のセミナーやワークショップの開催

地域関係者対象のセミナーやワークショップを村内で1回以上開催すること。

(3) 体験プログラムの造成

上記(1)、(2)を参考に、体験プログラム※の造成・磨き上げを行うこと。
なお、造成にあたっては、翌シーズンの販売に向けた調整を行うこと。

※ 体験プログラムとは、地域の歴史や文化、自然等の観光資源を生かしたアクティビティや着地型観光ツアーを言う。

(4) 報告書・成果物の提出

上記(1)～(3)の業務内容を集約し、分析を施したものを報告書として取りまとめ、平成31年3月15日までに、書面及びデータにより村に提出すること。

【報告書への必須記載内容】

- ①地域資源リサーチ・マーケティング・コンセプト設計
- ②セミナー・ワークショップの開催状況
- ③造成した体験プログラムの概要及び実施方法

3. 履行期間

契約締結日の日から平成31年3月15日までとする。

4. 成果品

本業務の成果品、提出部数及び提出期限は、以下のとおりとする。

- ・ 報告書【印刷物5部・データ納品（PDF、word等）】

5. 納入場所

佐井村総合戦略課

6. 提出書類

本業務の着手及び完了に当たって、発注者の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務体制図
- (3) 業務工程表
- (4) 完了届

7. その他

(1) 業務における成果品及びデータ等を含むすべての制作物について、発注者が著作権を持つものとし、発注者が自由に加工、複写、ホームページの作成、増刷等を行い、公表できるものとする。

(2) 受託者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。業務完了後もまた同様とする。

(3) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議し、定めるものとする。